

成蹊大学学校図書館司書教諭課程の履修等に関する規則

制 定 平成9年3月12日
文 学 部 教 授 会
最 新 改 正 2018年4月11日
大 学 運 営 会 議

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学教職課程規則第19条の規定に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）の学校図書館司書教諭課程に関し必要な事項を定める。

(課程の設置)

第2条 本学に、学校図書館司書教諭課程（以下「司書教諭課程」という。）を置く。

(課程の目的)

第3条 司書教諭課程は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に基づき、本学に司書教諭の資格の取得に必要な所定の科目を編成し、司書教諭となるために必要かつ十分な教育を実施することを目的とする。

(履修資格並びに修得すべき授業科目及び単位)

第4条 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教職課程を履修し、かつ、次の表に掲げる授業科目の単位を修得しなければならない。

授 業 科 目	単 位	備 考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	
修 得 す べ き 単 位 数	10	

(課程の登録)

第5条 司書教諭課程を履修しようとする者は、履修を開始する年度の始めに司書教諭課程の登録を行わなければならない。

2 登録にあたっては、所定の司書教諭課程履修費を納入しなければならない。

(資格取得に係る申請手続)

第6条 第4条の定めるところにより10単位を修得した者は、司書教諭の資格を取得するために必要な司書教諭講習の修了に係る証書の申請をすることができる。

2 修了証書の申請を希望する者は、申請に係る所定の手続を行わなければならない。

3 司書教諭講習の修了に係る文部科学省への申請その他必要な手続は、教務部が行う。

(単位修得証明書の発行)

第7条 司書教諭課程を履修し、所定の授業科目及び単位を修得した者に対しては、本人の申請に基づき、司書教諭単位修得証明書を発行するものとする。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、司書教諭課程の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則 (略)